五、前三項ニ定ムル会社並ニ其ノ従業員トシテハ会社所定ノ
規則ニ依ルコト

要求ノ件

一、現場職員数ハ来ル八月一日ヨリ三ヶ月据置ニ
二、職工従業員ハ今後如何ナル場合モ解雇セサルコト
三、右協議ノ規則又ハ其他職工ノ條件ノ改正ヲ要スル
審査ノ時ハ下関ニテ協議スルコト

七月廿九日午後三時会社側ヨリ浅井陽之助及
側席上職業代表石山下人以下十七名ト協議
六人ノ職業者ニ対シ[illegible]
ヲ、

解決事件

一、労働者一ツ承認ス

財團法人 協調會

二、職工従業員ハ来ル八月分ヨリ会社ノ御料備付ヲ備ヘ付ケ
ルコト

三、従業員ノ勤務時間ハ之ヲ限ルコト
従業員ハ[illegible]従来ノ規則其他ノ従業員
員ニ関スル規定ヲ変更スルトキハ予メ通知スルコト
五、新規採用ニ際シテハ左ノ三種ニ依リ従業員ノ推薦
ノ採用ニ努ムルコト

一、出来高給
二、賃金出来高給
三、日給

六、今回ノ問題ニ関シテハ解雇セサルコト
七、鍛工科ノ職工ハ来ル八月廿九日ヨリ実施スルコト
其ノ期間ハ解雇セサルコト会社ハ之ヲ保

財團 協調會